することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）の連結財務諸表が施行日以後に終了する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第三号様式第一部第4の5及び同様式記載上の注意㊱（新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式第一部第1の7、第四号様式第一部第4の4並びに第八号様式記載上の注意㉛aの規定は、施行日以後に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

4　新開示府令第四号の三様式記載上の注意⑰及び第九号の三様式記載上の注意⑰の規定は、施行日後に開始する事業年度に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

5　新開示府令第五号様式記載上の注意㉒及び第十号様式記載上の注意㉒の規定は、施行日後に開始する事業年度に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

告示

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年九月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　篠山市

二　地域再生計画の名称　篠山市創造都市推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　篠山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年九月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県勝浦郡上勝町

二　地域再生計画の名称　ゼロ・ウェイストプランドを活用した循環型町づくり構想

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県勝浦郡上勝町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県久米郡美咲町

二　地域再生計画の名称　美咲町清流再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県久米郡美咲町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第五十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画

三　地域再生計画の区域の範囲　平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○総務省告示第三百七十七号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成二十六年十月二十三日

事業名	事業主体	事業期間
荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業	総務大臣　山本　早苗	平成二十六年度から平成二十七年度まで

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県鹿児島郡十島村

二　地域再生計画の名称　水産資源の効率的な供給と地域間交流の促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿屋市及び指宿市並びに鹿児島県鹿児島郡十島村、肝属郡錦江町及び南大隅町並びに熊毛郡屋久島町の区域の一部（高須港、指宿港、小宝島港、切石港、元浦港、南之浜港、大根占港、根占港、安房港、今和泉漁港及び城之前漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）